

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[ 1 ] 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義について、同法の規定に沿って掲げたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

この法律は、電波の □ A □ な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。  
 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための □ B □ をいう。  
 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその □ C □ を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

- | A         | B     | C  |
|-----------|-------|----|
| 1 公平かつ能率的 | 電氣的設備 | 監督 |
| 2 公平かつ能率的 | 通信設備  | 管理 |
| 3 有効かつ適正  | 通信設備  | 監督 |
| 4 有効かつ適正  | 電氣的設備 | 管理 |

[ 2 ] 次の記述は、無線局の変更検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第 1 7 条(変更等の許可)第 1 項の規定により □ A □ の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。  
 の規定に違反して無線設備を運用した者は、 □ B □ の罰金に処する。

- | A                          | B                     |
|----------------------------|-----------------------|
| 1 無線設備の設置場所                | 1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下 |
| 2 無線設備の設置場所                | 1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下   |
| 3 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下 |
| 4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下   |

[ 3 ] 次の記述は、安全施設に関する電波法の規定について述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線設備には、□□□ ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

- 1 人体に傷害を与え、又は自然環境を破壊する
- 2 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える
- 3 他の電氣的設備の機能に障害を与える
- 4 無線局の運用に支障を来す

[ 4 ] 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波の主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である 2 以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)のものはどれか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 A 3 E      2 F 3 E      3 F 8 C      4 F 7 E

[ 5 ] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧□Aを超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は□Bの内に收容しなければならない。ただし、□Cのほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	750ボルト	接地された金属遮へい体	取扱者
2	750ボルト	金属遮へい体	無線従事者
3	900ボルト	接地された金属遮へい体	無線従事者
4	900ボルト	金属遮へい体	取扱者

[ 6 ] 主任無線従事者とは、無線従事者のうち次のどの者をいうか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線局の管理を免許人から命じられ、その旨を総務大臣に届け出た者をいう。
- 2 2以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合に無線設備を管理する者をいう。
- 3 同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、その長をいう。
- 4 無線局（アマチュア無線局を除く。）の無線設備の操作の監督を行う者をいう。

[ 7 ] 次の記述は、非常通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□Aを利用することができないか又はこれを利用することが□Bであるときに人命の救助、□C、交通通信の確保又は□Dのために行われる無線通信をいう。

	A	B	C	D
1	有線通信	著しく困難	災害の救援	秩序の維持
2	有線通信	困難	財貨の保全	電力の供給の確保
3	電気通信業務の通信	著しく困難	財貨の保全	秩序の維持
4	電気通信業務の通信	困難	災害の救援	電力の供給の確保

[ 8 ] 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 空中線電力を低下しなければならない。
- 2 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 3 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 4 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

[ 9 ] 次の記述は、電波の発射の停止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、□の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その□Aさせなければならない。

総務大臣は、□の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□Bしなければならない。

	A	B
1	職員を無線局に派遣して検査	その旨を通知
2	職員を無線局に派遣して検査	の停止を解除
3	無線局に電波を試験的に発射	その旨を通知
4	無線局に電波を試験的に発射	の停止を解除

[ 10 ] 次の記述は、総務大臣が行う処分について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、□ A □ 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□ B □ 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、若しくは登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて□ C □ を制限することができる。

	A	B	C
1	電気通信事業法	3箇月	周波数若しくは空中線電力
2	電気通信事業法	6箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
3	放送法	3箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
4	放送法	6箇月	周波数若しくは空中線電力

[ 11 ] 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は□ A □ 以内の期間を定めて□ B □ することができる。

	A	B
1	3箇月	その業務に従事することを停止
2	3箇月	無線設備の操作の範囲を制限
3	6箇月	その業務に従事することを停止
4	6箇月	無線設備の操作の範囲を制限

[ 12 ] 基地局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、どこに掲げておかなければならないか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 基地局のある事務所内の見やすい箇所
- 2 通信室内の見やすい箇所
- 3 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 受信装置のある場所の見やすい箇所